

概要版

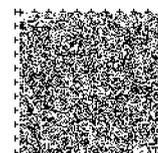
青梅市地域福祉計画

「福祉が充実したまち」の実現を目指して

<平成 26～30 年度>

平成 26 年 3 月

青 梅 市



1 計画策定にあたって

◆計画策定の目的 『福祉が充実したまち』の実現を目指して

本市では、本市の高齢者や障害者、児童育成等の施策を計画的、総合的に展開し、地域福祉の推進を図るために前回の青梅市地域福祉計画を平成20年3月に策定し、計画に従い、地域福祉活動の促進、地域福祉にかかわる人材の発掘・育成・活用、市民の立場に立った相談支援体制・権利擁護体制づくり、見守り・助け合いの支援体制づくりを重点的に推し進めてきました。その後、第6次青梅市総合長期計画が平成24年度に策定され、平成25年～34年度の計画期間において、福祉分野では「福祉が充実したまち」というまちづくりの基本方向を掲げました。このまちづくりの基本方向の実現に向け、近年の社会潮流や新たな制度、法律等への対応も含め、新たに「青梅市地域福祉計画」を策定します。

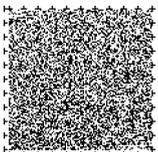
◆計画の位置づけおよび計画期間

社会保障と税の一体改革が進められるとともに、障害者基本法の改正（平成23年）、障害者総合支援法の成立（平成24年、平成25年施行）、介護保険法の改正（平成24年）、子ども・子育て関連3法の成立（平成24年、平成27年施行）など、社会福祉制度が大きく変化しており、こうした環境変化を地域福祉計画に反映させていく必要があります。

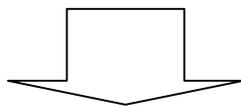
本計画は、「青梅市総合長期計画」を上位計画とし、また、まちづくりの基本方向の1つである「福祉が充実したまち」の実現に向けた計画として位置付けられます。さらに、地域福祉を推進していく上で、個別分野で共通する部分、相談支援・情報提供、福祉人材の育成、地域の社会資源の有効活用、地域での支え合い・見守り体制づくり、生活困窮者への支援という基本的な方向を示していきます。

現在、本市で策定している保健福祉にかかる計画は、「青梅市次世代育成支援地域行動計画」、「青梅市障害者計画・青梅市障害福祉計画」、「青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」、「青梅市健康増進計画」、「青梅市食育推進計画」があり、これらの個別計画との整合を図っています。

一方、「青梅市地域福祉活動計画」は、青梅市社会福祉協議会が市民や様々な機関・団体と連携・協働しながら地域福祉活動を進めるためにつくる計画であり、「青梅市地域福祉計画」と相互に補完・連携するものとなっています。



総合長期計画



地域福祉計画



連携



関連計画

- 障害者計画・障害福祉計画
- 次世代育成支援地域行動計画
- 子ども・子育て支援事業計画（仮称）
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 健康増進計画・食育推進計画

その他関連計画

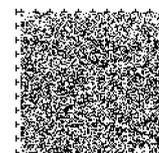
- 地域防災計画
- 特定健康診査等実施計画 等

連携



地域福祉活動計画

（青梅市社会福祉協議会策定）

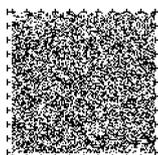


■関連計画の計画期間（平成25年度現在）■

| 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | |
|--|---|------------|------------|--|--|------------|------------|--|
| 第5次 | 第6次青梅市総合長期計画 基本構想・基本計画 (平成25年度～34年度) | | | | | | | |
| 前回 計画 | 青梅市地域福祉計画 (平成26年度～30年度) | | | | | | | |
| 青梅市障害者計画(3期) 青梅市障害福祉計画(3期) (平成24年度～26年度) | | | | 青梅市障害者計画(4期) (平成27年度～31年度) | | | | |
| | | | | 青梅市障害福祉計画(4期) (平成27年度～29年度) | 青梅市障害福祉計画(5期) (平成30年度～32年度) | | | |
| 青梅市次世代育成支援 地域行動計画(後期) (平成22年度～26年度) | | | | 青梅市子ども・子育て支援事業計画(仮称) (平成27年度～31年度) | | | | |
| 青梅市高齢者保健福祉計画 (第5期) 青梅市介護保険事業計画 (第5期) (平成24年度～26年度) | | | | 青梅市高齢者保健福祉計画 (第6期) 青梅市介護保険事業計画 (第6期) (平成27年度～29年度) | 青梅市高齢者保健福祉計画 (第7期) 青梅市介護保険事業計画 (第7期) (平成30年度～32年度) | | | |
| 青梅市健康増進計画 (平成22年度～26年度) | | | | 青梅市健康増進計画 (平成27年度～31年度) | | | | |
| 青梅市食育推進計画 (平成22年度～26年度) | | | | 青梅市食育推進計画 (平成27年度～31年度) | | | | |
| 第四次地域福祉活動計画 (青梅市社会福祉協議会) (平成23年度～27年度) | | | | 第五次地域福祉活動計画 (青梅市社会福祉協議会) (平成28年度～32年度) | | | | |

■計画期間■

計画期間は平成26年度から30年度の5か年とします。ただし、社会情勢の大きな変化など、必要に応じて本計画を見直すこととします。



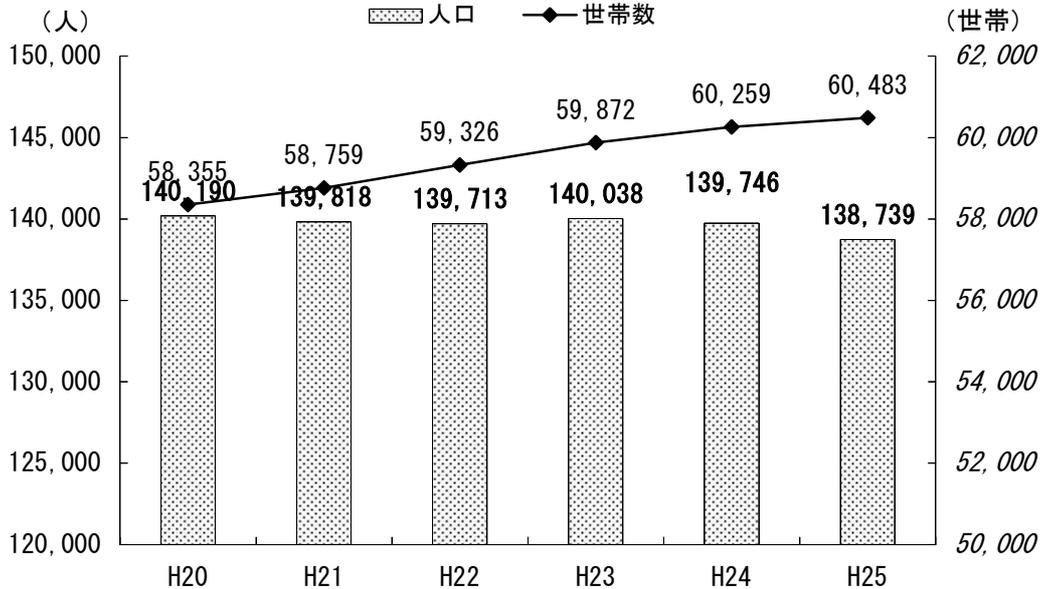
2 青梅市の福祉を取り巻く環境

◆人口、世帯数の推移と将来推計

1 総人口・世帯数、世帯構成の推移

総人口は平成23年度に対前年で増加しましたが、その後は減少傾向が続いています。世帯構成は、核家族と非親族世帯が増加しています。

■青梅市の人口・世帯数の推移■



住民基本台帳（外国人登録を含む）（各年1月1日）

資料：青梅市の統計

■青梅市の世帯構成の推移■

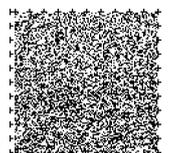
（単位：世帯）

| 年次 | 総数 | 親族世帯 | | | 非親族世帯 | 単独世帯 |
|------|--------|--------|--------|----------|-------|--------|
| | | 計 | 核家族 | その他の親族世帯 | | |
| 昭和40 | 13,155 | | | | | |
| 45 | 16,389 | 15,247 | 10,971 | 4,276 | 37 | 1,105 |
| 50 | 21,701 | 20,027 | 15,394 | 4,633 | 30 | 1,644 |
| 55 | 25,815 | 23,415 | 18,465 | 4,950 | 36 | 2,364 |
| 60 | 31,938 | 26,337 | 21,197 | 5,140 | 60 | 5,541 |
| 平成2年 | 38,922 | 30,434 | 25,146 | 5,288 | 96 | 8,392 |
| 7 | 45,181 | 34,476 | 29,129 | 5,347 | 167 | 10,538 |
| 12 | 49,180 | 36,670 | 31,796 | 4,874 | 202 | 12,308 |
| 17 | 52,090 | 37,356 | 32,804 | 4,552 | 263 | 14,471 |
| 22 | 52,352 | 37,581 | 33,386 | 4,195 | 437 | 14,333 |

資料：総務省統計局（国勢調査報告）

注：昭和55年以前は普通世帯であり、間借り、下宿、会社などの独身寮に住む単身者は含まない

注：総数は不詳を含む



2 将来人口

第6次青梅市総合長期計画において推計した将来人口によれば、平成34年度の全人口は平成22年度に対して約4%減少し、内訳では年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口のみ増加することになります。高齢化率は32.5%、約3人に1人が65歳以上の高齢者となります。

地区別においても、梅郷地区と新町地区を除き、他の全ての地区で減少しています。

■年齢3区分別の推計人口■

(単位：人、%)

| 区 分 | 平成22年 | | 推計人口(平成34年) | |
|----------------|---------|-------|-------------|-------|
| | 人口 | 割合 | 人口 | 割合 |
| 年少人口(0～14歳) | 17,992 | 12.9 | 15,006 | 11.2 |
| 生産年齢人口(15～64歳) | 88,933 | 63.9 | 75,606 | 56.3 |
| 老年人口(65歳以上) | 32,250 | 23.2 | 43,632 | 32.5 |
| 合 計 | 139,339 | 100.0 | 134,244 | 100.0 |

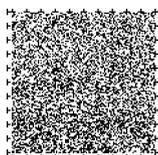
※平成22年は国勢調査の結果で、合計及び割合には年齢不詳者を含んでいます。

■地区別人口および世帯数の推移予測■

(単位：世帯数、人)

| 地区 | 年 | 平成24年 | | 平成29年 | | 平成34年 | |
|-----|---|--------|---------|--------|---------|--------|---------|
| | | 世帯数 | 人口 | 世帯数 | 人口 | 世帯数 | 人口 |
| 青 梅 | | 5,029 | 11,535 | 5,041 | 10,704 | 5,023 | 9,844 |
| 長 淵 | | 9,244 | 21,965 | 8,709 | 20,610 | 8,286 | 19,341 |
| 大 門 | | 8,560 | 20,616 | 8,815 | 20,837 | 8,974 | 20,816 |
| 梅 郷 | | 4,395 | 11,027 | 4,466 | 11,221 | 4,505 | 11,144 |
| 沢 井 | | 1,565 | 3,750 | 1,486 | 3,467 | 1,371 | 3,136 |
| 小曾木 | | 2,283 | 4,352 | 2,184 | 4,020 | 2,054 | 3,711 |
| 成 木 | | 1,127 | 2,211 | 1,123 | 1,995 | 1,083 | 1,767 |
| 東青梅 | | 7,657 | 16,238 | 7,887 | 15,481 | 8,022 | 14,661 |
| 新 町 | | 8,220 | 19,693 | 9,142 | 21,671 | 9,689 | 22,815 |
| 河 辺 | | 7,570 | 16,103 | 7,876 | 16,241 | 8,114 | 16,035 |
| 今 井 | | 4,713 | 11,247 | 4,775 | 11,184 | 4,870 | 10,958 |
| 合 計 | | 60,363 | 138,737 | 61,504 | 137,431 | 61,991 | 134,228 |

資料：青梅市総合長期計画より引用
※年齢不詳者の処理の関係で合計は一致しない



◆青梅市の地域福祉の方向性

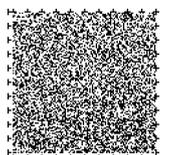
10年後の本市の人口構成を見据えて地域福祉を考えていく必要があります。

少子高齢社会が進む中、本市では、平成34年に約3人に1人が高齢者という超高齢社会がすぐ先に迫っています。日常生活を営む上で支援を必要とする方が増えていく中、元気な高齢者も同様に増えていきます。平成37年の団塊の世代すべてが75歳以上に達する社会に対応すべく、高齢者や障害者、子どもなどの社会的立場の弱い方を含め、すべての市民がお互いに認め合い、支え合うことのできる「地域づくり」、「人づくり」が求められています。

本市の地区の状況を見ると、ほとんどの地区で、地域住民の関係性の希薄化等の影響から従来の地域のつながりが弱まり、自治会への加入率の低下や行事参加者の固定化、団体・組織の高齢化・硬直化、買い物の不便さといった状況が見受けられます。そのような中、災害時の高齢者や障害者等の支援、子どもの居場所づくり、移動の支援、団体・組織の活性化などが課題として見受けられます。

地域の課題解決に向けて、市民、事業者・団体、行政の様々な分野がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力して、住み慣れた地域での包括的・継続的な支援の仕組みづくりを構築していく必要があります。地域の課題は多様化・複雑化しつつあることから、分野別の対応を横につなげるような連携・協力の必要性、地域づくり・まちづくりといった総合的な対応の必要性、早期発見・早期対応の前段階である予防重視の必要性があります。

地域を支える「人づくり」、それをつなげる「仕組みづくり」、「地域づくり・まちづくり」を通じて、共に生きる社会の実現、また、市民一人ひとりが自己選択と自己決定にもとづき、必要な支援や社会資源等を活用しながら、住み慣れた地域で共に暮らしている地域社会の実現を目指します。



3 計画の基本的な考え方

◆基本理念

本市は、103.26平方キロメートルという広い市域の中に、高齢者、障害者、子育て等の福祉拠点が点在している状況ですが、第6次青梅市総合長期計画の保健福祉分野のまちの方向である「福祉が充実したまち」を目標に、市域全体で地域福祉を進めていく観点から、市全域を1つの圏域として捉え、地域福祉計画を進めていきます。

まちの将来像「みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち 青梅
—ゆめ・うめ・おうめ—」の実現に向けて
「福祉が充実したまち」を目指す

■圏域のイメージ■

市（健康センター、障害者サポートセンター、子ども家庭支援センター等）、
社会福祉協議会

市全域を対象として総合的な相談対応、総合的な支援等

《地域福祉計画の圏域》

地域包括支援センター、高齢者在宅介護支援センター、
地区民生児童委員協議会 等

身近な地域での専門的な相談・支援

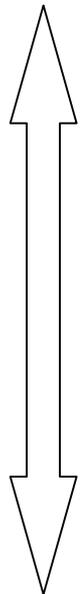
市民センター

地域福祉活動に関する情報提供
サロン活動等

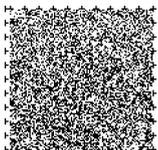
自治会（地域自治組織）、民生委員担当区域

行政情報の周知、防災・防犯活動等
身近な相談、日常的な見守り

専門的な
支援



地域・近隣に
よる支えあい



◆計画の基本的視点

福祉施策は、高齢者、障害者、児童と、対象ごとに策定した個別計画で具体的な施策が展開されており、今後さらに充実するものとされています。地域福祉施策を総合的に推進していくためには、計画の基本的視点を定め、共有化しておくことが大切です。第6次総合長期計画のまちのあり方の視点や地域福祉の現況から、本市の福祉施策を推進していく上で基本的視点を整理しました。

- 1 個人の尊厳を重視する
- 2 安全・安心を重視する
- 3 生活の質の向上を重視する
- 4 自助・互助・共助・公助の適切な組合せを重視する
- 5 地域性を重視する

◆計画の基本目標

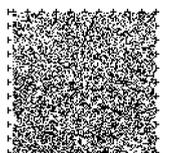
基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標として設定します。

- 1 地域を支える人づくり・活動支援
- 2 地域を支える仕組みづくり
- 3 福祉のまちづくりの推進

◆重点課題

計画期間中に特に重点的に取り組む課題として、本計画では、本市の福祉を取り巻く環境や課題として考えられる事項等を考慮し、個別計画の共通基盤となる課題として、次の5点を設定します。

- 1 ボランティア・地域活動の支援
(互助・共助の推進、ボランティア活動の促進)
- 2 地域福祉にかかわる人材の育成・活用
- 3 市民の立場に立った相談支援体制、権利擁護体制づくり
- 4 災害時要援護者の支援体制づくり
- 5 見守り・支え合いの支援体制づくり



◆施策の体系

基本目標は、前回計画時の3つの柱を踏襲し、地域を支える「人」、人と人をつなげる・支える「仕組みづくり」、それを支えるソフト面とハード面の両面からの「福祉のまちづくり」を目指し、さらなる充実を図ります。

【基本的視点】

- 1 個人の尊厳を重視する
- 2 安全・安心を重視する
- 3 生活の質の向上を重視する
- 4 自助・互助・共助・公助の適切な組合せを重視する
- 5 地域性を重視する

基本理念 福祉が充実したまち

基本目標 1 地域を支える人づくり・活動支援

- 1 市民の主体的な参画
- 2 交流・ふれあいづくりの推進
- 3 ボランティア・地域活動の促進 **★重点**
- 4 地域福祉にかかわる人材の育成・活用 **★重点**
- 5 災害ボランティア活動の推進

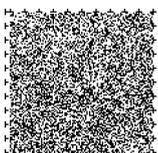
基本目標 2 地域を支える仕組みづくり

- 1 地域包括ケアシステムの構築
- 2 市民の立場に立った相談支援体制、権利擁護体制づくり **★重点**
- 3 各種制度やサービス等情報提供の充実
- 4 災害時要援護者の支援体制づくり **★重点**
- 5 見守り・支え合いの支援体制づくり **★重点**
- 6 サービスの量と質の確保
- 7 生活困窮者への支援

基本目標 3 福祉のまちづくりの推進

- 1 心のバリアフリーと福祉意識の啓発
- 2 安全・安心のまちづくりの推進
- 3 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

★重点：今回の計画期間での重点課題



基本目標 1 地域を支える人づくり・活動支援

◆基本方針

一次予防を重視した健康づくり（予防重視）を進めるとともに、介護予防・健康づくりといった市民の主体的な活動を積極的に支援していきます。

また、市民が気軽に交流やふれあいができるよう、またボランティア・地域活動に参加できるように、各種イベントや行事、情報を通じて、誰もが参画しやすい環境づくりを進めます。次代を担う児童・生徒に対する参加の機会づくりを支援します。

青梅市社会福祉協議会と連携・協働して、青梅ボランティア・市民活動センターを拠点に、地域を支える人づくり、ボランティア・地域活動を支援します。

基本目標 2 地域を支える仕組みづくり

◆基本方針

地域を支える仕組みづくりとして、人的ネットワーク、情報ネットワークなど、重層的なネットワークを構築していくことが必要です。相談支援を通じて包括的・継続的支援を図りつつ、分野ごとの取組み、分野の横の連携を推進していきます。

高齢福祉分野では、地域で尊厳をもって、自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心として、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業など、一体的かつ総合的に取り組んでいきます。

障害福祉分野は、青梅市障がい者サポートセンター（平成23年4月開設）や障害者虐待防止センターの相談機能等の充実を図ります。

児童福祉分野では、すべての子育て家庭を支援する地域づくりに向け、子育て相談・情報提供体制や子育て支援サービスの充実に取り組んでいきます。

保健衛生分野では、健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病の発症予防・重症化予防などを図っていきます。

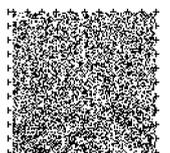
基本目標 3 福祉のまちづくりの推進

◆基本方針

すべての市民が、お互いに人格や個性を尊重し、共に支え合う共生社会の実現に向けて、意識面と環境面の両方から福祉のまちづくりを進めていきます。

意識面では、小さいころからの交流や体験、学びなどを通じて、心のバリアフリーと福祉意識の啓発、安全・安心のネットワークづくりを進めます。

環境面としては、高齢者や障害者、子育てをする人などに配慮し、ユニバーサルデザインにもとづくまちづくりを進めます。



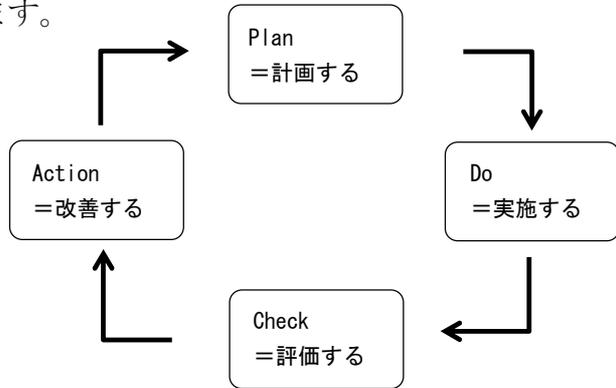
4 計画の推進のために

◆計画の進ちよく管理・評価

計画の推進にあたり、青梅市地域福祉計画等進ちよく状況調査委員会により、毎年、施策・事業の取組み実績を報告し、進ちよく管理を行います。また、横の連携を進めつつ、情報の共有化を図ります。

計画策定後は、P D C Aサイクルの考えに従い、施策・事業の実施・評価・改善を行い、次期計画の見直しにつなげていきます。

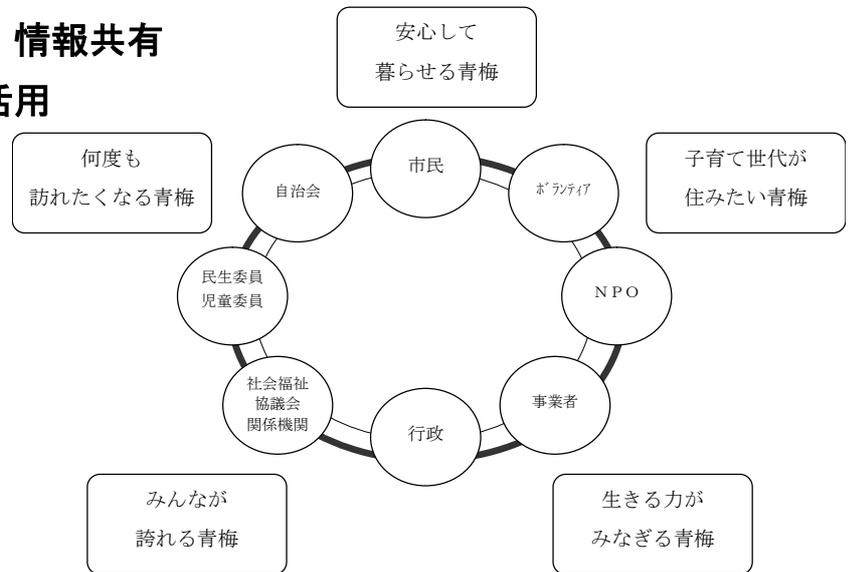
■ P D C Aサイクル ■



◆各種連携・協働による地域福祉の推進

- 1 市民等との協働
- 2 青梅市社会福祉協議会との連携
- 3 関係機関との連携
- 4 庁内の関係部署との連携・情報共有
- 5 「ぷらっとフォーム」の活用

■「ぷらっとフォーム」のイメージ■



青梅市地域福祉計画 「福祉が充実したまち」の実現を目指して ＜平成26～30年度＞

発行者 東京都青梅市
〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1
発行日 平成26年3月
企画編集 青梅市 健康福祉部 福祉総務課
電話番号 0428-22-1111 (代表)

